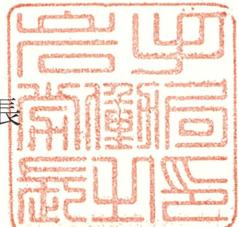


岩労発基 1204 第4号
令和7年12月4日

関係機関・団体 各位

岩手労働局長



皮膚吸収性有害物質に該当する化学物質等について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素より格段の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第113号。）により改正され、令和8年1月1日から施行される労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第594条の2第1項に規定する皮膚等障害化学物質等については、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」（令和7年12月4日付け岩労発基1204第2号、令和7年11月18日付基発1118第2号）にてお知らせしているところであります。

今般、基発1118第2号の記の第2の2（1）のイ「皮膚吸着性有害物質」について厚生労働省労働基準局長より示されましたので、貴機関・団体におかれましても、趣旨を御理解いただき、関係事業場等に対して周知いただきますよう、特段の配慮をお願い申し上げます。

記

1 皮膚吸収性有害物質に該当するもの

皮膚等障害告示第1項第2号に規定する、「皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質であって、厚生労働省労働基準局長が定めるもの」は、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する化学物質として、別添で定める物であること。

（1）日本産業規格Z7252（GHSに基づく化学品の分類方法）の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果（以下「国が行うGHS分類の結果」という。）、危険性又は有害性があるものと区分された化学物質のうち、濃度基準値（則第577条の2第2項の厚生労働大臣が定める濃度の基準をいう。）又は米国産業衛生専門家会議（ACGIH）等が公

表する職業ばく露限界値（以下「濃度基準値等」という。）が設定されているものであって、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア ヒトにおいて、経皮ばく露が関与する健康障害を示す情報（疫学研究、症例報告、被験者実験等）があること

イ 動物において、経皮ばく露による毒性影響を示す情報があること

ウ 動物において、経皮ばく露による体内動態情報があり、併せて職業ばく露限界値を用いたモデル計算等により経皮ばく露による毒性影響を示す情報があること

(2) 国が行うGHS分類の結果、経皮ばく露によりヒトまたは動物に発がん性（特に皮膚発がん）を示すことが知られている物質

(3) 国が行うGHS分類の結果がある化学物質のうち、濃度基準値等が設定されていないものであって、経皮ばく露による動物急性毒性試験により急性毒性（経皮）が区分1に分類されている物質

2 皮膚吸収性有害物質を含有する製剤その他の物の裾切値

皮膚等障害告示第1項第3号の「労働基準局長が定める基準」とは、国が行うGHS分類の結果に基づき、別表の左欄に掲げる有害性区分に応じ、同表の右欄に掲げる含有量の値（同表の左欄に掲げる有害性区分のうち2以上の有害性区分に該当するものにあっては、その該当する有害性区分に係るそれぞれの含有量の値のうち、最も低いもの。）であること。

別表

有害性区分		皮膚吸収性有害物質の含有量 (重量パーセント)
有害性クラス	区分	
急性毒性	1 ~ 4	
皮膚腐食性 / 皮膚刺激性	1 ~ 2	
眼に対する重篤な損傷性 / 眼刺激性	1 ~ 2	1パーセント
呼吸器感作性又は皮膚感 作性	1	
生殖細胞変異原性	1	0.1パーセント
	2	1パーセント
発がん性	1	0.1パーセント
	2	1パーセント
生殖毒性	1	0.3パーセント
	2	1パーセント
特定標的臓器毒性(単回 ばく露)	1 ~ 3	
特定標的臓器毒性(反復 ばく露)	1 ~ 2	1パーセント
誤えん有害性	1	